

一般廃棄物処理業許可書

鷹住指令第237号
令和8年3月16日

株式会社 旭川一般廃棄物処理社
代表取締役 湯野 信一 様

鷹栖町長 谷 寿 男



令和08年03月13日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、鷹栖町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第19条第1項の規定に基づき次のとおり許可します。

- | | | |
|---|------------|----------------------|
| 1 | 取扱廃棄物の種類 | 一般廃棄物 |
| 2 | 収集運搬及び処分の別 | 収集運搬 |
| 3 | 許可の有効期限 | 令和08年04月01日から2年間とする。 |
| 4 | 廃棄物の処分先 | 鷹栖町一般廃棄物施設 |

遵守事項

- 許可書は、他人に譲渡し又は貸与しないこと。
- 許可申請書の記載事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に変更内容を付して所定の様式により届け出ること。
- 事業の廃止又は許可を取り消されたときは、その日から10日以内に許可書を返納すること。
- その他関係法令を遵守すること。